

## 新しい公益法人制度説明会 質疑応答

日時 令和7年2月21日(金)

10:00-12:00

会場 にぎわい交流館AU4階 研修室1・2

**Q1** 外部理事、及び外部監事についてはどのように届け出ればよいか。

**A** これまでの理事・監事の改選があったときと同じ様式で変更届の手続きを行ってもらえることになる。既存の理事・監事の様式においてどの方が外部理事・外部監事なのかをチェックをする欄を設け、そのための確認書類も添付してもらおうことを考えている。

**Q2** 単年度で黒字が出た場合に、評議員会等で承認を得た後、一部を基本財産へ充当(増資)する事はいけないのか。

**A** 公益法人では増資という概念での積立は想定されていないため、剰余金の処分を考えてほしい。公益充実資金や予備財産として理由をつけて剰余金を積立し有効活用したり、公益目的保有財産の取得として継続して公益目的事業に使ったりするなどして対応いただきたい。資料17ページ参照。

**Q3** 補助金を支出してもらっている市の担当課の職員を外部理事か監事をお願いしても良いか。

**A** 法人の取引相手を外部理事・外部監事から排除していないため、他の要件を満たしていれば市の担当課の職員でも問題ない。なお、市の職員の兼業については条例などを確認する必要がある。

**Q4** 申請書記載事項の標準化について、ガイドラインには、『新しい申請書への切替えは、公益法人が、今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし、監督上、必要がある場合を除き、行政庁が、期限を定めて切替えを求めることはしない。』とあるが、事業内容には変更がないものの、今後に備えて申請書の記載事項を平準化したい場合は、変更認定申請が必要か。それとも届出でいいのか。

**A** 認定を受けることを前提に簡素化を行っているため、届出ではなく認定が必要である。多くの法人が変更認定申請を行うと行政庁の負担にもなるため、何らかの変更認定を受ける機会を捉えて行うことをお願いしたい。

**Q5** 新しい会計基準の個別相談会は、4月以降も開催の予定はあるか。

**A** 新しい会計基準については経過措置を設けており、来年度もその後も説明会は行っていきたいと考えている。予算の都合で開催頻度は検討していきたい。要望があれば内閣府に知らせしてほしい。

**Q6** 外部監事を1名追加することで定款に定める監事の人数を超えるが、法令の条項移動のように、今後他の定款変更の際にまとめて変更しても良いか。

**A** 役員的人数が条件を超える場合は、定款の変更が必要である。改正によって実質的に内容が変わる場合は定款の変更をしていただきたい。

- Q7 外部監事について、監事の人数だけを定款に定めている場合、定款の変更は不要か。
- A 外部監事として記載することがマストというわけではないため、その人数の中で選んでいるということがわかれば変更は不要である。法人の中でその記載があったほうが良いということであれば変更してもよい。
- Q8 理事会に監事も参加しているが、外部監事が参加することになっても現行の定款で良いか。
- A 良い。
- Q9 特定費用準備資金・資産取得資金を統合し公益充実資金を創設するというので、現在の運用規則を廃止して新たに公益充実資金の規定を設けたほうがよいか。
- A そのように対応いただきたい。